

税制調査会（第12回総会）議事録

日 時：平成26年11月 7日（金）13時00分～

場 所：中央合同庁舎第4号館11F 共用第1特別会議室

○中里会長

ただいまから第12回税制調査会を開会いたします。

本日の流れについて、簡単に御説明します。

前回9月29日の第11回税制調査会では、働き方の選択に対して中立的な税制について、成長戦略との関連で、政府税制調査会（以下、「政府税調」という。）の方で検討して欲しい旨の決定がなされたことについて事務局から説明いただいた後、私から10月中に基礎問題小委員会（以下、「基礎小委」という。）を3回開催し、総会で議論していただくためのたたき台を作りたい旨をお話し、皆様から御了承いただきました。

基礎小委においては非常に精力的に議論を行っていただき、委員の方々の御意見を私の方でできる限り反映した上で議論のたたき台を取りまとめました。

今日お配りした資料には、税制調査会のクレジットをあらかじめ付けさせていただきましたが、このたたき台をもとにこれから議論いただき、その上で取りまとめをさせていただきますと考えています。

このレポートについては事務局から読み上げていただいた後に、委員の皆様の御意見を伺いたいと思います。特に基礎小委で議論に参加されなかった方の御意見をお待ちしています。

その後、二つ目のテーマは国際課税の関係で、事務局から御説明をいただくことになっています。昨年10月から国際課税ディスカッショングループを中心に議論を重ねてきたBEPSプロジェクト（税源侵食と利益移転）について、前回9月の総会においてOECDから公表された第一弾の報告書を説明していただきました。その中の当面の検討課題のうち、租税条約の濫用防止に関する出国時における未実現のキャピタルゲインに対する譲渡所得の特例については、所得税の問題ということで先月21日の基礎小委においても事務局から説明をいただきました。それについて改めてこの総会でも御説明いたします。

それでは、ここでカメラの方は御退席をお願いします。

（カメラ退室）

○中里会長

それでは、議論に入ります。

基礎小委によるたたき台をもとに、私の方で税制調査会としての第一次レポートの案という形で「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理」というタイトルのものを作成しましたので、これについて

事務局に読み上げていただきます。

○事務局

働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理（第一次レポート）（案）

女性の働き方の選択に対して中立的な税制については、「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）において、少子高齢化の進展や共働き世帯の増加などの社会情勢の変化の下、女性の活躍の更なる促進に向け、政府税制調査会において幅広く検討を進めることとされている。

当調査会においては、本年4月に議論を開始し、6月11日に「女性の働き方の選択に対して中立的な税制の検討にあたっての論点整理」をとりまとめた。その後、さらに理論的・技術的な観点から論点を整理するため議論を行い、今後の検討に供するため本レポートをとりまとめた。

1. 配偶者控除創設以来の社会・経済の構造変化と税制上の配慮の見直し

所得税においては昭和36年（1961年）に、個人住民税においては昭和41年度（1966年度）に、夫婦は相互扶助の関係にあって一方的に扶養している親族と異なる事情があることなどに鑑み、扶養控除から分離する形で配偶者控除が創設され、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除という現行の基礎的な人的控除の体系が構築された。

配偶者控除は、これらの基礎的な人的控除の体系の一環として、納税者の家族構成や家族の収入、年齢等の状況に応じて税負担の調整を行うものであり、家族のあり方、人々の働き方と深く関連していると同時に、他の諸控除や税率構造とともに、所得税・個人住民税の所得再分配機能を規定する要素となっている。

このため、配偶者控除のあり方を検討するにあたっては、働き方や家族のあり方、所得分配等を巡る社会・経済の構造的な変化を踏まえて検討を行う必要がある。

（1）配偶者控除の創設時における社会・経済の状況

配偶者控除が創設された1960年代は、戦後のベビーブーム世代が生産年齢人口に加わるとともに、合計特殊出生率が2前後で推移し、人口ボーナスを享受する中で、高度経済成長の真っ只中であつた時代である。

雇用システムの面では、正社員の終身雇用・年功賃金を中核とし、パート労働等の非正規労働がこれを補完する枠組みが構築され、経済の高度成長を支える基盤の一つとなった。

終身雇用の男性の雇用者と無職の妻からなる「片働き世帯」が「夫婦世帯」の典型的な家族モデルとなり、家族類型毎の世帯構成は「夫婦と子どものいる世帯」が主流となつていた。

一方、所得分配の面においては、国際比較で見れば、高度成長に伴い国民全体の所得水準が上昇し、サラリーマン世帯を中心とする中間層が拡大する中で、相

対的に所得格差が小さい時期であった。

(2) その後の半世紀間における構造変化

配偶者控除が創設されてから半世紀が経過し、家族や働き方を巡る状況は大きな構造変化に直面している。

1970年代初頭をピークとして婚姻件数が急速に低下し、初婚年齢が上昇したことを背景に、合計特殊出生率は1970年代半ばから人口置換水準である2.07を下回り低下してきた。その結果、少子高齢化が急速に進行し、1990年代からは働く世代の人口が支えられる世代より相対的に小さくなる人口オーナスに直面している。

1990年代以降、経済のグローバル化に伴う産業や労働市場の構造変化を背景に、従来の終身雇用・年功賃金を中核とする雇用システムが機能不全に陥った。経済停滞の長期化の下で非正規雇用の拡大が労働の二極化や生産性の低迷をもたらす中で、より多様な働き方を可能とし、女性、若者、高齢者を含む多くの人々が、意欲、個性や能力に応じ、希望を持って働くことができるシステムの構築が求められている。

このような雇用システムの構造変化を背景に、男性の雇用者と無職の妻からなる「片働き世帯」は減少する一方、「共働き世帯」が増加するなど、女性のライフスタイルが多様化している。また、家族類型毎の世帯構成では「夫婦と子どもがいる世帯」の割合は減少する一方、「夫婦のみの世帯」と「単身世帯」の割合が増加するなど、家族のあり方も大きく変化した。「単身世帯」は、高齢者のみならず、現役世代においても割合が上昇している。

所得分配の面においても、労働の二極化等を背景に、所得格差が拡大する傾向にあり、格差を固定化させないために諸制度の見直しを行うことが求められている。

このような中、若い世代においても非正規雇用の比重が高まり、所得の低い層を中心に、経済的な理由で結婚ができない、結婚しても片働きでは十分な世帯収入が維持できない、子どもを産み育てる余裕がないといった状況が生じている。

(注) 経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会がとりまとめた「未来への選択 [これまでの議論の中間整理]」(平成26年5月13日)において、「人口急減・超高齢社会」への流れを変えるため、男女の働き方を巡る制度・慣行を抜本的に変革することなど若い世代や次の世代が豊かさを得て、結婚し、子どもを産み育てることができるよう改革・変革することが必要である旨言及されている。

(3) 構造変化を踏まえた税制上の配慮の見直し

所得税・個人住民税においては、個人単位課税を原則としつつも、各世帯の

家族構成や家族の収入、年齢等に応じて各種の人的控除を適用することにより、税負担能力に応じた配慮を行ってきた。また、所得の種類に応じた配慮や政策上の目的のため様々な控除が設けられている。

上述のような社会・経済の構造変化を踏まえ、働き方の選択に対して中立的な税制を構築するに際しては、所得税・個人住民税において従来講じられてきた税制上の配慮のあり方を見直し、今後どのような世帯に税制上の配慮の重点をシフトしていくべきかについて検討を行う必要がある。

人口減少という大きな構造変化を踏まえれば、今後の社会においては、「結婚し夫婦共に働きつつ子どもを産み育てるといった世帯」に対する配慮の重要性が高まるものと考えられる。

所得格差が拡大し、特に若い世代においては所得が低いことが結婚や子どもを産み育てることに対する障害となっていることを考慮すると、これから家族を形成しようとする若い世代への配慮についても重点的に検討を行う必要があると考えられる。

他方、経済力があるにもかかわらず税負担が軽減されてきた世帯については、配慮措置の見直しを検討していくことが必要である。

税制上の配慮の重点をシフトさせるためのアプローチとしては、例えば、子育て支援を拡充するとの視点から配偶者控除を縮減し扶養控除を拡充するなど人的控除の再編を行うことが考えられる。

こうしたアプローチに加えて、人的控除を所得水準に応じて逡減する消失控除や税額控除の仕組みとすることで、所得が低い世帯に配慮を集中させることも検討すべきであろう。

また、人的控除以外の諸控除の見直しもあわせて行うことで、優先度の低くなった配慮措置を見直し、真に支援が必要な世帯への配慮に重点化していくことも必要である。

このような見直しとあわせ、従来の人的控除の考え方にとらわれず新たな控除のあり方も検討するなど、多様な選択肢を考えていくことが重要である。

2. 配偶者控除に関する問題点の指摘

現行の配偶者控除については、以下の指摘がなされており、そのあり方についての見直しが必要と考えられる。

- ・共働きが増加している中で、片働きを一方的に優遇するなど、個々人の働くことへの選択を歪めることは適当ではないとの指摘がある。
- ・「パート世帯」においては、配偶者が基礎控除の適用を受けるとともに納税者本人も配偶者控除の適用を受けている（いわゆる「二重の控除」が行われている）ため、「片働き世帯」や「共働き世帯」よりも控除額の合計額が多く、アンバランス

が生じているとの指摘がある。

・配偶者の収入が103万円を超えると納税者本人が配偶者控除を受けられなくなることが配偶者の就労を抑制する「壁」になっているとの指摘がある（いわゆる103万円の壁）。これについては、配偶者の所得の大きさに応じて控除額を段階的に減少させる配偶者特別控除の導入により、配偶者の収入が103万円を超えても世帯の手取りが逆転しない仕組みとなっており、税制上の103万円の壁は解消している。他方で、「103万円」が、心理的な壁として作用しているのではないか、また、企業の配偶者手当の支給基準として援用されている、との指摘がなされている。

3. 働き方の選択に対して中立的な税制の構築にあたっての選択肢と論点

当調査会においては、上述の社会・経済の構造変化や配偶者控除に関する指摘を踏まえ、働き方の選択に対して中立的な税制の構築に向けて、

- ・配偶者がいることに対する税制上の配慮の必要性をどう考えるか、さらに、配慮を行う場合にはどのような考え方に基づくべきか、
- ・特に若い世代を中心とする「結婚し子どもを産み育てようとする世帯」に対しどのような配慮を行うか、
- ・所得再分配機能をどのように回復するか、

といった視点から税制上の配慮のあり方を考慮しつつ、いくつかの選択肢と論点を示すこととした。選択肢の検討にあたっては、配偶者控除の存廃に議論を限定するのではなく、人的控除をはじめ諸控除のあり方を抜本的に見直すことも視野に入れ議論を行った。

選択肢の軸は、

- A 配偶者控除の廃止
- B 配偶者控除に代えて、配偶者の所得の計算において控除しきれなかった基礎控除を納税者本人に移転するための仕組み（いわゆる移転的基礎控除）の導入
- C 配偶者控除に代えて、諸控除のあり方を全体として改革する中で、夫婦世帯に対し配偶者の収入にかかわらず適用される新たな控除の創設

といった見直しに子育て支援を加味するものである。各々については、さらに、税額控除化などの見直しを組み合わせること等が考えられる。その中で典型的なものとして、以下の選択肢を示すこととする。

なお、いずれの選択肢についても検討すべき論点が存在しており、また、これら以外の選択肢もあり得ることから、今後、十分な国民的な議論と検討が必要である。

《選択肢A－1…配偶者控除の廃止と子育て支援の拡充》

【考え方】

現行の所得税・個人住民税においては、所得のない又は所得の少ない配偶者がい

ることが納税者本人の税負担能力を減殺するとの考え方から、配偶者控除が設けられている。

これに対し、配偶者の家事労働はその世帯にとって経済的利益を生み出しており、納税者本人の税負担能力を減殺する要因にはならないとの指摘や、共働きが増加している中で片働きを一方向的に優遇するなど個々人の働くことへの選択を歪めることは適当ではないとの指摘がなされている。

これらの指摘を踏まえ、配偶者の収入により納税者本人の控除額が影響を受けない中立的な仕組みとするため、配偶者控除を廃止する。

同時に、「子どもを産み育てようとする世帯」に配慮して子育て支援の拡充を行う。

【論点】

- ・ 家族の助け合いや家庭における子育てを積極的に評価すべきとの観点から配偶者がいることに対する税制上の配慮を残すべきではないか。
- ・ 無償で地域社会への貢献を行うなど配偶者は多面的な役割を担っており、必ずしも世帯として家事労働の経済的利益を享受しているとはいえないことから、配偶者控除のような形で税制上の配慮を行う余地があるのではないか。
- ・ 配偶者の家庭内での貢献が納税者本人の所得を増加させており、累進税率の下では、これによる税負担の増加を緩和するため配偶者控除による配慮が必要なのではないか。
- ・ この選択肢については、「片働き世帯」・「パート世帯」にとって負担増となり得る。特に「子どものいない低所得の世帯」に負担増となることについて所得再分配の観点からどう考えるか。
- ・ 子育て支援の拡充については、所得再分配の観点から低所得の世帯を中心に考えるべきではないか。

《選択肢A－2・・・配偶者控除の適用に所得制限を設けるとともに子育て支援を拡充》

【考え方】

納税者本人が高所得であるほど配偶者控除の適用による税負担の軽減効果が大きくなるため配偶者の就労抑制効果も大きくなること、高所得の納税者については配偶者がいることによる税負担能力の減殺について配慮する必要性は必ずしも高くないと考えられることから、配偶者控除の適用に納税者本人の所得に応じた制限を設ける。

同時に、「子どもを産み育てようとする世帯」に配慮して子育て支援の拡充を行う。

【論点】

- ・ この選択肢については、中低所得の世帯において、現行の配偶者控除が存続し、

引き続き配偶者の働き方によって納税者本人の控除額が影響を受けることとなる。

- ・ 高所得の納税者に対して配偶者控除の適用に所得制限を設ける場合には、扶養控除その他の人的控除についても同様の検討が必要となるのではないか。
- ・ 子育て支援の拡充については、所得再分配の観点から低所得の世帯を中心に考えるべきではないか。

《選択肢B－1…いわゆる移転的基礎控除の導入と子育て支援の拡充》

【考え方】

夫婦が消費生活の単位となっていることを踏まえ、「単身世帯」とのバランス上、夫婦2人に対し単身者の2倍の控除を適用する。

具体的には、配偶者控除に代えて、配偶者の所得の計算において控除しきれなかった基礎控除を納税者本人に移転するための仕組み（いわゆる移転的基礎控除）とすることにより、配偶者の収入によらず夫婦2人で受けられる控除の合計額が一定となるようにする。これにより、いわゆる二重の控除による「パート世帯」と「片働き世帯」・「共働き世帯」の間のアンバランスを解消し、中立的な税制に近づける。

同時に、「子どもを産み育てようとする世帯」に配慮して子育て支援の拡充を行う。

【論点】

- ・ この選択肢は、世帯単位で税負担を捉える考え方に基づくものである。夫婦別産制の下では、むしろ個人単位課税を維持すべきではないか。
- ・ 基礎控除を所得控除制度としたままで移転的基礎控除の仕組みを導入する場合、夫と妻で適用される税率が異なるときには配偶者の就労に対し抑制的な効果が働き中立性が確保されない場合もあることについてどう考えるか。

（注）基礎控除を所得控除制度としたままで移転的基礎控除の仕組みを導入する場合、配偶者の税率が納税者本人の税率より低いときには、配偶者が就労して基礎控除の適用を受けるよりも、配偶者が就労せずに家事労働を行い家事費用を節約しながら、納税者本人が配偶者から移転された基礎控除の適用を受ける方が、世帯としての税負担軽減額が大きくなるため、配偶者の就労に対し抑制的な効果が働く可能性がある。

- ・ この選択肢については、「パート世帯」にとって負担増となり得る。特に子どものいない低所得の「パート世帯」に負担増となることについて所得再分配の観点からどう考えるか。
- ・ 子育て支援の拡充については、所得再分配の観点から低所得の世帯を中心に考えるべきではないか。

《選択肢B－2…いわゆる移転的基礎控除の導入・税額控除化と子育て支援の拡充》

【考え方】

「選択肢B-1」では、いわゆる二重の控除の問題が解消されるものの、配偶者の就労に対し抑制的な効果が働く可能性が残る。さらに低所得の「パート世帯」に対し負担増が生じ得る。

こうした問題に対応するため、移転的基礎控除の導入とあわせ、基礎控除を税額控除化することにより、配偶者の収入によらず控除により夫婦2人で受けられる税負担軽減額が一定となるようにする。これにより、働き方の選択に対して中立的な税制とするとともに、所得再分配機能の回復を図る。

(注) 基礎控除の税額控除化により、高所得の世帯に負担増となる一方で、低所得の世帯は負担減となる。これにより、移転的基礎控除の導入に伴う低所得の「パート世帯」の負担増は中和される。

同時に、「子どもを産み育てようとする世帯」に配慮して子育て支援の拡充を行う。

【論点】

- ・ 再分配機能を回復するために基礎控除を税額控除化するのであれば、扶養控除その他の人的控除についても同様の検討が必要となるのではないか。
- ・ この選択肢は、世帯単位で税負担を捉える考え方に基づくものである。夫婦別産制の下では、むしろ個人単位課税を維持すべきではないか。
- ・ 子育て支援の拡充については、所得再分配の観点から低所得の世帯を中心に考えるべきではないか。

《選択肢C…「夫婦世帯」を対象とする新たな控除の導入と子育て支援の拡充》

【考え方】

配偶者控除に代えて、「夫婦世帯」に対し、若い世代の結婚や子育てに配慮する観点から新たな控除を創設する。新たな控除は配偶者の収入にかかわらず適用されることとし、働き方の選択に対して中立的な税制とする。あわせて、子育て支援の拡充を行う。

この新たな控除は、「夫婦を形成し子どもを産み育てようとする世帯」に対する政策的な配慮を行うものであり、税負担能力への配慮を行ってきた配偶者控除とは考え方が根本的に異なる。「夫婦世帯」においても働き方や所得水準などの状況は様々であることから、この新たな控除を創設する場合には、税負担能力に応じた公平な負担を実現する観点から全般的な負担調整の検討が必要となる。このため、新たな控除の創設は、「夫婦世帯」、「単身世帯」を問わず経済力のある者に対する配慮措置を見直すことを含め、所得税・個人住民税の諸控除のあり方を全体として改革する中で実現する必要がある。

【論点】

- ・ 税負担能力への配慮や税負担の公平性の観点からは、高所得の「夫婦世帯」にまで新たな控除を適用する必要はないのではないか。（この場合、高所得の「専業主婦世帯」・「パート世帯」は負担増となる。）
- ・ この選択肢については、税制が結婚に対して中立的でなくなるため、その是非について十分な議論が必要なのではないか。
- ・ 結婚や子育てに対する配慮については、社会保障制度や労働政策の面での対応も考えられる。したがって、他の施策を組み合わせ、税制面においてどの程度行うことが適当か、検討する必要があるのではないか。
- ・ 「夫婦を形成せずに子育てを行っている世帯」に対する配慮についてはどう考えるか。
- ・ 子育て支援の拡充については、所得再分配の観点から低所得の世帯を中心に考えるべきではないか。

（補論）いわゆる世帯単位課税

家族の構成等に応じて税負担を調整する仕組みとして、いわゆる世帯単位課税という考え方がある。

（注）世帯単位課税の仕組みとして、2分2乗方式がある。2分2乗方式とは、夫婦の所得を合算し、それを「2分」した金額について税率表を適用して算出した金額を「2倍」して税額を算出する方式。

世帯単位課税の仕組みの一つである2分2乗方式の下では、世帯の所得に応じて適用される累進税率が平均化されるため、

- ・ 「共働き世帯」に比べて「片働き世帯」が有利になること
- ・ 高額所得者に税制上大きな利益を与える結果となること
- ・ 納税者本人が高所得で高い累進税率が適用されている場合には、配偶者が就労して得る所得に対しても高い累進税率が適用され、就労時の所得税負担の増加額が大きいため、配偶者の就労に抑制的な効果が働く可能性があること

等の問題点がある。このため、6月にとりまとめた「論点整理」においても指摘したとおり、個人単位課税を基本とすべきと考えられる。

4. 選択肢を踏まえた今後の検討について

（1）所得税・個人住民税のあり方として、これからの社会にとってよりふさわしい負担構造を構築する上で、上記のいずれの選択肢が望ましいかについては、家族のあり方や働き方に関する国民の価値観に深く関わることから、今後、幅広く丁寧な国民的議論が必要である。上記の選択肢はこれまでの当調査会の検討を踏まえたものであるが、今後の議論によってさらに新たな選択肢が提案されることも考えられる。

(2) これらの選択肢に基づく議論を進めるにあたっては、成人・就労、結婚、出産・子育て、さらに子どもの成人・就労といった様々なライフステージを通じて、個人の税負担がどのようにあるべきかといった観点を踏まえる必要がある。

さらに、今回の見直しは、これからの社会によりふさわしい負担構造を構築するとの観点から行うことを踏まえれば、改正全体としては増減収が生じない税収中立あるいは歳出面も組み合わせた財政中立を念頭に行っていく必要がある。

(3) 諸控除のあり方の検討にあたっては、個人住民税において独自に設けられている非課税限度額制度との関係についても検討が必要となる。また、様々な社会保障や福祉の制度の適用基準等に、所得税や個人住民税が非課税であることやその課税所得金額が用いられていることにも留意が必要である。

(4) なお、配偶者の働き方の選択に対しては、社会保険制度（注1）や企業の配偶者手当制度（注2）による世帯の手取りの逆転現象がより大きな影響を与えているため、こうした制度についても十分検討を進めることを強く求めたい。

（注1）社会保険制度では、配偶者の給与収入が130万円を超えると、被保険者本人の被扶養配偶者からはずれることとなり、配偶者自身に社会保険料負担が発生する。

（注2）配偶者手当については、配偶者の収入が一定額以下の場合に支給する企業が多い。

5. さらに個人所得課税の改革について

所得税・個人住民税の基本構造については、戦後のシャープ勧告に基づき総合課税を軸として形作られ、1960年代に現行の基礎的な人的控除の体系が構築されたが、現在に至るまでその大枠は維持されてきた。他方、上述のように、人口減少やグローバル化など社会・経済の構造は大きく変化してきており、こうした構造変化に対応した抜本的な改革が必要となっている。

このような観点から、本レポートの検討課題にとどまらず、今後の所得税・個人住民税の体系のあり方（総合課税を志向するのか、二元的所得税を志向するのか等）、働き方や所得の発生形態が多様化する中での所得区分・所得計算上の控除のあり方、起業形態が多様化する中での小規模事業に対する課税のあり方、世代間・世代内の公平性の確保のあり方、資本蓄積・成長の重要性が増す中での資本所得の課税のあり方等、所得税・個人住民税については、当調査会としてより深く検討を行うべき課題があると考えられる。

今後は、社会・経済の構造変化に関連する諸データの分析や有識者からのヒアリングを行い、社会・経済の構造変化の実像を改めて把握しながら、所得税・個人住民税のあり方について、幅広い観点から検討を進める必要がある。

○中里会長

では、このレポートのたたき台について皆様の御意見をいただきたいと思ひます。
林特別委員、お願ひします。

○林特別委員

三点ほど大きなポイントについて申し上げたいと思ひます。

一つ目の大きなポイントは、前回の政府税調でも申し上げましたが、配偶者控除を中心的に取り上げることについてです。

政府税調でも改革の対象は配偶者控除だけではないと再三指摘されていたと思ひますが、マスコミなどの論調や今回のレポートもある程度そうかもしれませんが、実際にそれが理解されているとは思えない点があるため、その確認として次の三点を明示したいと思ひます。

一つは、これも前に申し上げましたが配偶者控除の問題と言われるのは、時給1,000円前後の生産性の低い労働者の働き方の問題ということです。これは割と重要なポイントだと思ひますので、それをある程度認識し今後とも議論を続けていただければと思ひます。

二つ目です。これは実証分析の話になりますが、配偶者控除の廃止が労働供給を大きく増大させるという結果を示した研究はありません。むしろ労働参加費を明示的に考慮したモデルを使うと労働供給を減らしてしまうという結果もあるため、その点留意していただきたいと思ひます。

三つ目です。103万円という数字がよく独り歩きしていますが、これは配偶者控除とは事実上関係のない数字と考えて良いと思ひます。103万円を超えても同額の配偶者特別控除があり、これが減りだすのは105万円からであるためです。むしろ100万円付近で重要なのは課税最低限で、地方住民税が大体100万円付近から10%、103万円からは所得税が5%で始まります。配偶者控除をあげつらうのであればこれらの効果も十分議論しなければいけないと思ひます。以上が大きな一点目です。

大きなポイントの二つ目です。このたたき台で「中立」という言葉が頻繁に使われています。この言葉についていくつかコメントを申し上げたいと思ひます。

女性の働き方の選択に対して中立的な税制というフレーズが頻繁に使われていますが、この中立というのは一体、何を意味しているのでしょうか。経済学的な意味での中立ということであれば、配偶者控除の場合は配偶者特別控除の減額が起こっている所得の範囲以外では代替効果は生まれないような形になっているため、歪みがないという意味では中立のはずです。女性の働き方に影響を与えないという意味での中立であるならば、このレポートの一方では働き方に対して女性労働の更なる促進や、子育て支援の充実を謳ったりすることは若干自己矛盾的な感じがします。つまり、この女性の云々とか子育て云々というのは、女性の選択に影響を与える施策を積極的に展開していくということになっているため、働き方ということも家計の選択の一つであれば、そもそも中立的な政策を実行しようという議論にはなっていないと思ひます。

学術的な研究もしくは欧米での実際の制度では、先ほど申し上げた生産性が低い労働者に対しては本来の意味での給付付き税額控除、つまり米国のEITCなどの勤労促進的な税制をとるべきということが主流な意見になっています。このような税制は中立的ではなく、むしろ労働を促進するよう労働供給を歪める制度になっていることを認識していただきたいと思います。

最後の大きなポイントですが、ここで提示されている各選択肢の議論に関するものです。今回A-1からCまでありました。

これは基礎小委での複数の委員からの御意見をまとめたものであり、多少仕方がない点もあると思いますが、いわゆる効率性の観点からの評価と公平性の観点からの評価が、都合によって使い分けされている感じがします。

A-1に関する配偶者の家事労働に関する議論です。これは世帯内で生産された財やサービスをどのように評価するかという問題に繋がりますが、それを税制の観点から議論し出すと、水平的公平性の観点から、持ち家の住宅サービスや農家や自営業の自己消費の問題をどのように捉えるかという途方もない問題が出てくると思いますので、議論的には収集がつかなくなると思います。

また、この選択肢の議論では、個人課税と世帯課税のロジックが微妙に混ざり合っている感じもします。そのようなことで筋道を立てて考えると若干分かりにくいところがあると思います。

例えば4ページ目や6ページ目以降の図表は世帯単位ですが、補論では6月の論点整理を引用し、個人単位課税が基本だと主張されているため、どちらを軸足にして考えれば良いのかという疑問を持ちます。また、最近よく耳にするようになった二重の控除という言葉ですが、これは課税単位を世帯単位で見た場合であればスムーズに理解できますが、個人単位で見た場合に二重の控除という議論ができるのかと多少疑問に思います。

私自身はじめは二重の控除が問題と言われて、何が問題なのか実はよく分からず、それについてよく考えてみれば個人単位で考えていたというところでした。

以上が大きな三点ですが、最後にメッセージとして一つ申し上げたいと思います。今後の税負担を考える場合、収入に十分余裕があるにも関わらず、子供がいなかったり二人しか子供を持たなかったりする個人や世帯に何らかの追加的な負担をお願いする必要があります。複数の子供を育てると分かりますが、やはり子育てというのは喜びがある反面、それにかかる時間的制約や金銭的負担というものは半端なものではありません。言い方が直截的で非常に申し訳ないですが、余裕があるならばそのような負担が必要ない方々に追加的な負担をお願いし、その財源を子育て関連の控除の充実や、子育て政策の歳出の財源にすべきだと考えます。

○中里会長

石井特別委員、お願いします。

○石井特別委員

今、様々な御専門のお立場からの御意見がありました。取りまとめ案にあるいわゆる二重の控除について、私は地方の知事を担っていますが、実際に県民の皆様の御意見などを聞くと、この二重の控除的な点で不公平があるという問題意識が、割に、働く女性を中心にかなり出てきていると思います。したがって、ここで移転的基礎控除、これが良いかどうか分かりませんが、このような方向で議論されることは一定の意義があると思います。

ただ、現実で少し考えなければいけないことは、例えばパート世帯でおおむね配偶者の所得が65万円とか103万円程度の世帯で考えると、これは当然負担増になると思いますが、このような世帯を社会の現実から見るとフルに働いていないからこそといいますか、実際にご自宅で高齢の親御さんの介護を一生懸命されていたり、子育てでも子供を朝送り出して早目に迎えに行き、その間にパートをしているという実情が多くあると思うため、このような人々がどのように考えるかということです。

いずれは介護なども社会化し徐々に社会全体でサポートしていくという方向になると思いますが、現実には介護の人材が足りないなど様々な課題がある中で、大きな税制のあり方としてはこのような二重の控除の解消のような方向でものを考えることには賛成です。しかし、女性が輝いて働ける社会をつくるためにも大きな方向は良いと思いますが、今言ったような現実もあるため、そのようなパート世帯のことにも配慮した経過的な対応をしていかなければ、介護のようなものを社会化すると今の状態で対応できるのか。社会のトータルコストを増やすことになるのではないかという問題もあるため、そこは配慮が必要だと思います。

また、今回の論点整理では配偶者控除の見直しと同時に子育て支援の拡充のことが触れられており、その内容を今後進めるとされています。安倍総理が今回、人口減少対策、少子化対策、地方創生、異次元の対策を講じるとまでおっしゃっていることを考えると、もしここで税制を考えるのであれば、世帯単位課税やフランスで行われているようなN分N乗方式はどうも脇に置かれているようですが、それが良いかどうかは別にしてせつかくならば子どもが多いほど有利になる税制も併せて考えなければいけないと思います。

皆様も御承知と思いますが、我々の世代あるいはもう少し上の世代は、子どもが5人から8人いることが珍しくありませんでした。しかし、今は1人か2人、またはゼロというのが現状です。昔は子どもがたくさんいて、それが老後は自分の面倒を見てくれることから子どもが多い方がプラスになりました。ただ、今はそのような認識ではなく、むしろ子どもの数が多ければ教育費がとて増えます。これは一人2,000万とか3,000万というような大変な金額になるわけです。

そうすると、今のままでは間違いなく日本の人口はどんどん減り、本当に国家として滅びるのではないかという議論もあります。せつかく今、配偶者控除の見直しや、か

ねてからの懸案をしっかりとされるのであれば、そのような子どもの数がある程度多い方がプラスになる制度を。特に第3子以降です。フランスなどでも1子目2子目は0.5人と数えて御承知のように3子目から一人と数えます。あのような考え方を現にとっている先進国があり、実際そのような国は合計特殊出生率も2を超えているという現実もあるため、そのような点も配慮した御議論を今後深めていただきたいと思います。私も参加させていただきたいと思います。

○中里会長

上西特別委員、お願いします。

○上西特別委員

選択肢が五つ示されており、おおむね議論の対象となるものが出たと思います。もちろん今後の議論によっては新たなC案に次ぐD案があるかもしれませんが、とりあえずこの五つを前提にコメントをさせていただきます。

まず、B-1案です。理念としては非常にすばらしいものであり、いわゆる二重の控除の問題は解消される非常に良い案だと思います。しかし、逆に考えるとそれのみであり、それ以上のメリットが見当たりません。むしろ配偶者の就労に対して抑制的な効果が働くとか、低所得者のパート世帯等に負担増があるという意味で受け入れられにくいと思います。

そして、そもそも実務上対応できるのかということも考えるべきです。配偶者の方の所得が確定することにより、はじめて移転分が算出できることになります。

今の配偶者特別控除は、見込額で行われています。私は、税の中に見込み額というものはできる限り入れるべきではないと考えます。配偶者特別控除は適用者数100万人程度ですが、配偶者控除の方は1,400万人もいるわけです。この1,400万人の方々について見込み額で移転的基礎控除をするかということ、それはあまりよろしくない。むしろ税制の中に見込額を入れることは慎重に考えるべきです。反対の立場をとりたいと思います。

移転的基礎控除に見込額を入れるのは反対であるという議論は、次のB-2案についても同じです。移転的基礎控除を税額控除化する場合においても、確定した金額でするのであれば実務上、非常に困難であり、見込額ですとなれば税制のあり方としていかなものかという疑問を呈したいと思います。

選択肢Cです。一つの案として引き続き検討すべきだと思います。しかし、高所得の夫婦世帯にまで及ぶような仕組みが果たして妥当なのか。所得再分配機能を拡充あるいは回復するという観点から、全ての世帯に対して同じようにすることは慎重に検討すべきだと思います。

残るのがA案です。A-2案は確かに一つの型だと思います。しかし、ある一定の金額をもって配偶者控除が制限された場合、実務はどのようなことを考えるかということ、その直前までの方々が増える可能性が高いのです。では、段階的に縮減していくもの

とする場合、配偶者控除の38万円の枠を何段階かに分けてまですべきことに疑問です。

そうであれば、シンプルなA-1案をベースに考えるべきです。この論点として書かれていることが果たしてA-1案を採用しないための根拠となり得るかどうかについて議論した方が良いと感じています。

基本的には個人単位課税を維持すべきであり、仮に個人単位課税と世帯単位課税の選択肢があれば、個人単位課税に、よりシフトする方向で改正すべきだと考えています。

○中里会長

古賀特別委員、お願いします。

○古賀特別委員

第一次報告、レポート、そして論点整理は、これに沿って今から議論をするそのたたき台として受け止めたいと思います。

最後に言及されているように、今後この報告に沿って性急に案を絞り込むのではなく、控除や所得課税全体のあり方などについて丁寧に議論を進めるべきだと考えています。

五つの案が示されていますが、重要なことは配偶者控除の見直し自体が目的化するのではなく、国民の理解と納得が得られるよう、見直しの理念、目的、そして政策効果について丁寧に精査、検証した上で、国民的議論のもとに検討を進める必要があるということだと考えます。

以前の総会でも申し上げましたが、そもそも配偶者控除の見直しに関して、女性の活躍促進の観点からは、政策効果は限定的だと考えています。むしろ女性の就業調整の理由は、本人の所得税負担あるいは社会保険料負担の発生の方が上位にあります。とりわけ社会保険料負担の有無による就業調整が行われる130万円の壁であり、ここが重要な論点になると思います。

そのためには、社会保険の適用拡大に本格的に取り組む必要があると思います。加えて育児介護サービスへの支援、均等待遇の実現、一方では男性の働き方の見直しなど総合的な就労促進策の推進が本質的な課題解決に繋がっていくと考えています。

さらには、所得再分配機能の強化あるいは所得控除から税額控除ないしは手当への振替えなど、配偶者控除のみならず人的控除全体のあり方について幅広く慎重に検討していくべきである。そのことを改めて申し上げ、私の意見とさせていただきます。

○中里会長

佐々木特別委員、お願いします。

○佐々木特別委員

様々な御説明をいただき、いわゆる103万円の壁、これ自身は税制上は解消されていることは十分理解していますが、基礎控除と配偶者控除の二重の控除問題などもあり、そのようなことから女性の働き方の選択に対して中立的な税制にするという観点、

それだけではなく所得課税のあり方のようなことも含めて見直しが必要だと考えているため、これを見直すことについては賛成です。

今回、いくつかの選択肢が示されていますが、その前に個人所得課税の役割として何を求めていくのか。そのような議論をもう少し丁寧にした方が良いと思います。

所得再配分機能だけではなく、勤労支援、子育て支援、少子化対策など、今税制に求められている役割は何かということを見定めた上で、具体的な議論に入るべきだと考えています。

そして、個人所得課税は家族のあり方に大きく影響しますが、どのような家族を求めていくのか。これは本来、国が一本で決めるような話ではないですが、そのようなものに対してもある程度のコンセンサスがなければ、その先は無いと思います。

その上で課税単位のあり方の議論は避けて通れないと思います。既にこの資料の中でも一部触れられていますが、海外では、アメリカの夫婦合算の申告制度、石井特別委員からも出たフランスのN分N乗など様々な実例があり、この際それらのメリット・デメリットをもう少し丁寧に併せて検討すべきだと思います。

所得控除でよいのか、もしくは税額控除に改めていくべきか、さらには給付付き税額控除など、そのようなところもしっかり検討していかなければいけないと思います。

仮に税制を見直した結果、増税になる場合、そこで得られる財源を何に使うかをはっきりさせない限り国民の理解を得られないわけで、例えば少子化対策とか子育て支援として使うにしても、税制で扶養控除を拡大するのか、予算で給付措置を拡充するのかまできちんと議論しなければいけないと思います。

古賀特別委員からもありましたが、税制の領域を超える130万円の壁のようなところ、すなわち年金や医療保険の第三号被保険者問題も併せて答えを見出さなければ、世の中全体として女性の働き方の選択に対して中立的な仕組みにはならないと思います。この件、経済財政諮問会議や産業競争力会議でも同様の議論がされていますが、税制、社会保険、少子化対策など、これらを包括的に検討してバランスよくベストな施策に結びつくよう視点を広げて十分な議論を尽くすべきと考えています。

○中里会長

高田委員、お願いします。

○高田委員

四点について議論させていただきます。

まず今回の改正、働き方の選択に対して中立的な税制の構築ということで、就労を阻害しないことを最低限、という観点からしても、二重の控除のところは家族のところで改めるべきだと思います。そのような観点から言えば移転的基礎控除の議論は、最初のたたき台に入ってくることになると思います。

二点目ですが、この働き方の選択に対して中立的ということで申し上げれば、単にこのような配偶者の控除等に留まらず、社会保険料や企業の手当など、それらについ

での幅広いメッセージが必要になると思っており、とりわけ子育ての支援に関する重点的な配分、どこに使うのかといった点をよりメッセージで出していくことが必要だと思います。

三点目ですが、今回の問題はあくまでも配偶者控除ということですが、大きな問題を考えると、現役世代の中で限定するのではなく、年金の控除等も含めて世代間の移転も今後考えていく大きな論点になってくると思っており、より幅広い視点を今後考えていくことも重要だと思います。

最後になりますが、私は別に拙速、早急にと申し上げるつもりはありませんが、この議論は実は相当長く行ってきました。そのような観点から言うと、私は時間の重要性というものは非常に重要だと思っております。すなわち早く対応するというのも今回の特に少子化や子育てといった点も含めると、時間の重要性というところは非常に重要だと思います。ここまで議論してきたということは、早いうちにこの議論に着手するというような意思表示も必要なのではないか。時間を争うという視点を今回の議論の中でメッセージとして加えてまとめさせていただきます。

○中里会長

平田委員、お願いします。

○平田委員

私は2回ほど会議を欠席しましたので、今から申し上げることは、少しピントがずれた面もあるかもしれませんが、様々な議論があったということで、各論併記で継続審議ということは、これで良いと思います。

ただ、ここに書いてあるところに、先ほども石井特別委員からもお話がありました。税制と女性の活躍というところで、実は介護が非常に大きな要因なのです。私の身の周りでも、働きたいけれども続けたいけれどもどうしても親の介護で職場を離れなければいけないというような方々は結構増えています。

そのようなことを考えると、改めて介護や医療という面についても手当していくことが、女性の活躍するチャンスを広げるのではないか。その意味でも3党で合意した税と社会保障の一体改革というものが本当に重要だと改めて感じました。

したがって、ここの11ページ目の一番下のところに税収中立や財政中立という言葉がありますが、ここは改めて消費税を財源にそのような介護も含めた社会保障の体制を整備していくことが重要だと思います。

話がずれて申し訳ありませんが、今日が年内の政府税調の最終日ということで、これから記者会見をされる中里会長に記者団から、消費税問題についてはどうかという質問が出るかもしれませんが、これまでの議論も踏まえて消費税が迷子にならないように中里会長から正しい意見を陳述していただければと思います。

○中里会長

土居委員、お願いします。

○土居委員

基礎小委にも出席させていただきましたので簡単に申し上げたいと思います。

基礎小委から受けた形で今日第一次レポートという形で論点整理が出てきて、これは基本的に今までの議論をきちんと踏まえている内容ということで良いと思います。一部字句の修正といたしますか、配慮が必要な部分があると思いますので、その点は後ほど申し上げます。

今回の議論に加わらせていただき、もちろん配偶者控除が中心的な焦点だったとはいえ、税額控除の性質というものがかなり深く議論ができたことは、対象は配偶者控除であったかもしれませんが、今後の我が国の税制を考える上での非常に重要な第一歩だったと思います。

今までは何気なく所得控除を多用してきて、所得控除によって課税所得が目減りするということだったと思いますが、国民の多くは重い所得税を払わされているというような印象を持っていました。ところが、実際は課税対象となる収入のうちの半分も満たさないような程度しか課税対象になる所得は残っておらず、結局それは所得控除が広い意味での所得控除ということ言えば、給与所得控除や公的年金等控除もそうですが、そのような所得控除というタイプの控除によって課税ベースが極めて縮小されていたということが明らかにされた上で、所得控除の一つとして配偶者控除という話に至ったというところは重要な議論の進展だったと思います。

そのような意味では、この第一次レポートでも税額控除という言葉、そして税額控除の性質ということについての内容も盛り込まれているという意味では評価しています。ただ、もちろん税額控除も給付付き税額控除というところまでいくとなると、一段の様々な配慮が必要であり、それをどのように乗り越えるかというところは別途必要ですが、少なくとも私も基礎小委で意見書を提出させていただきましたが、現在の所得控除を消失控除化することを通じて事実上の給付は無いですが、税額控除に近い性質を持つ控除に転換できるということであり、そのような考え方もこのレポートの中には概念として入っているところは評価したいと思います。

二点だけこのレポートの書き方のところで申し上げたいことがあります。

先ほども議論がありましたが、中立的という言葉をごどのような意味で使っているかということをもう少し分かりやすく説明しておいた方が良いと思います。様々な意味で中立的と言える内容が盛り込まれていると思います。もちろん、表題にあるように、働き方の選択に対して中立的という話もあり、配偶者控除を廃止するという選択肢Aのタイプで言えば、結婚するかしないかということによって控除があるかないかということとは関係がなくなるという意味においては、そのような中立性があるということでもあります。選択肢Cであれば、配偶者の所得と中立的になるような形で新たな控除を設けるというような概念が入っているということであり、そのような意味では単に表題の働き方の選択に対して中立的な税制と言っているだけの中立性という言葉

がここで書かれている中立的という言葉の全てではなく、国民がどのような中立性を求めているかということがそれぞれに意見があると思います。今書かれているような形で良いと思いますが、ここの文章にある中立性はどのような意味の中立性かということケアフルに説明をしながら、国民の理解を深めていただくということが重要だと思います。

もう一点は、もう少し具体的な指摘ということですが、5ページ目に「結婚し子どもを産み育てようとする世帯」というようにかぎ括弧付きで明記されていますが、その次の6ページ目からは、「結婚し」という言葉が外れており「子どもを産み育てようとする世帯」となっています。確かに配偶者控除を廃止するというので、結婚するかしないかは関係ないということなので「結婚し」という言葉は外れているのかと思いつつも、7ページ目以降もかぎ括弧で付いているところは「子どもを産み育てようとする世帯」ということで、9ページ目まで同時にという段落で書かれており、「結婚し」という言葉が入っているかないかは別に、「結婚し」という言葉を外さなくてもよいものまで外れているということになっているのは、少し整合性に欠くのではないかと懸念を強く持っています。

そして、10ページ目にいくと「夫婦を形成し子どもを産み育てようとする世帯」となっているため、文言をもう少し明記した方が良いでしょう。確かに基礎小委の中でも、事実婚のカップルに対してはどうするのかということが少し議論になったという経緯もありますが、今の配偶者控除は事実婚の方には適用されないということで、そのような意味では、まさに住民登録をされている方で結婚しているということではしか配慮できないこととなります。選択肢はこれから新たに作るということであり、様々な制度設計が考えられるため「夫婦を形成し」という言葉にしている。つまり、結婚しているかしていないかということ自体が直接問われるわけではないという意味で違う言葉遣いをしていると思いますが、そこが何の説明もなくそれぞれ別々の用語でかぎ括弧が付いているというところは、もう少し整合性をとるか、よりそこに含んでいる意味を説明するかどちらかが必要だと思います。

○中里会長

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

私も基礎小委に出席していたため、この議論の経緯に関わっていましたが、先ほど林特別委員からありましたように、話として配偶者控除の議論ばかりしても狭いのではないかとすることは、基礎小委でも何度も指摘されていたと思います。ただ、こちらとしては、入り口はある種、配偶者控除でも最終的には様々な従来の控除の見直しから大きな話では所得控除から税額控除まで視野に入れるかどうかという議論まで決着はしませんでした、そのような大きな出口は見出せたと思います。

中立性について土居委員と若干問題意識を共有していて、これは何に対する中立性

かということはいっしょにとまとめた方がよいと思います。例えば今の配偶者控除は何に対して中立的ではないかということ、女性の働き方といいますか、専業主婦バーサス普通に働いている方ということです。103万円を超えているという意味で共働きであれば当然配偶者控除は適用されず、配偶者特別控除も減額されます。したがって、ある意味、配偶者の働くパターンに対して中立的ではないという問題意識だったと思います。それがC案になると、若干中立性のスタイルが変わってきて、働き方には中立的にはなるとは思いますが、結婚さえしていればこの控除は受けられるため、結婚するかしないかということに若干違いが出てくることになります。

働くか働かないかということと、どの程度働くかということも違ってきます。もう少し働くかどうかというインセンティブの話をしているのか、そもそも働くか働かないかという大きな選択の話をしているかということも含めて、中立性に関して同じ言葉を使っていて若干意味が違っているということ。中立性という言葉を使ったり公平という言葉を使ったり、政策的な配慮という言葉を使ったりしていますが、一応のスタートラインは女性の働き方の選択に対して中立的な税制であるため、まず中立性ということが前提にあるはずです。

ただ、全体の控除を見直していくことと単身世帯との関係で考えれば、その公平性の問題が出てくることは分かります。子育てを含めて全体に新しい政策課題と申しますか、子育て支援をするという新しい政策的な要請にどのように対応していくかについて言えば、新しい政策的な要請に対する配慮という議論になると申しますので、別々の議論が混ざり合う状態になっているような気がしました。

最後に細かいことですが、5ページ目の選択肢のAで、配偶者控除の廃止というように決め打ちし過ぎているように思います。A-2は別に廃止しているわけではありません。廃止もしくは所得制限と言っても難しいですが、納税者本人の所得に対して所得制限をかけるということだと思いますので、ここは廃止という言葉以外の選択肢もあるということをおこななければ、明日の新聞報道はこればかり出てきてしまうと思いますので、気を付けた方がよいと思います。

あと、8ページ目にも夫婦別産制と書いてありますが、夫婦別産制は何かの用語でしたか。

○中里会長

記者の方は十分に勉強なさっているので、廃止ばかりを取り上げることはないと思います。夫婦別産制というのは民法上の大原則であり法律用語です。

田中特別委員、お願いします。

○田中特別委員

税制上については一つの提案をいただいたので、我々としてもとっかかりの理解は非常にしやすいと思います。ただ、今後についてはやはり今までいくつかの意見があったように、丁寧な議論をしていただきたいと思います。我々経済界とすれば、働く者

とすると三つの視点があると思います。

一つ目は、女性の活躍推進について、社会保障と税の両方で、働くほど手取り額が増え、意欲を持って働けるというような仕組みができれば良いと思います。税だけでなく社会保険もそうであり、そのような形での提案に繋がれば良いと思います。

二つ目は、結婚し子供を産み育てるということについての支援になる、効果があらわれるような支援になってくれると良いと思います。

三つ目は、労働供給を減らさないかであったり、就業調整の壁にならないかといった点から、そのような阻害にはならないということ。以上の三つについて政策目標と効果を慎重に見つめて欲しいと思います。

○中里会長

山田特別委員、お願いします。

○山田特別委員

この第一次レポート案を拝見して、国民がこのようなことを考えるたたき台になっており、国として女性にもより積極的に働いてもらいたいと考えていること及び我が国が子供を相当の勢いで増やさなければ大変なことになるということがよく伝わる、すなわちメッセージ性という意味でも機能する、よくまとまった案だと感じました。

内容に関して申し上げたいことは一つだけあり、税収中立ということに大分こだわると感じますが、支出などを明示すれば十分であり、財政中立でさえあれば良いと思うので、もう少し財政中立を前面に打ち出した方が良いと感じます。

そして、我が国の国民は出生率を高めるための支出だとか、そのために必要だというようなことをしっかりと伝えれば、ある程度の税負担が増えることについては大多数の方が容認してくれると思いますので、この第一次案がそのように機能することを期待します。

○中里会長

増田委員、お願いします。

○増田委員

私は基礎小委のメンバーですが、今回の全体の論点整理、第一次レポートについては大変よくまとめていただいたと考えています。その上でいくつかコメントしようと思いましたが、既に他の方がおっしゃっている部分はいくつか省き、私が申し上げたいことは、五つばかり今後の案が提示されていますが、いずれにしても税で果たす役割、財政の役割、あるいは労働法制等の役割などそれぞれがあるため、子育て支援についても今回の税制改正でどこの役割を担うかを常に意識し、それを国民に常に問いかけていかなければいけないということです。

あと、今までの各委員の議論をお聞きし、中立性という意味が少し問題になっており、中立性という意味が、納税者本人の税控除額が影響を受けないという意味もあり、夫婦二人の税負担額の合計が影響を受けないことでもあるでしょうし、配偶者の働き

方によって夫婦二人の所得控除額の合計が影響を受けないとか、その中立性というものの捉え方があると思いますので、ここは少し議論が必要だと思います。何気なく中立性と言いますが、議論を深めなければいけないと思いながら聞いていました。

103万円の壁がもちろん税制上解消されているわけですが、むしろ社会保険料負担の方が女性にとって大きな壁になっていると思います。その意味からも、やはり人口減少など非常に大きな時代の曲がり角にも来ているため、トータルの議論をする場、これはこの場だけではなく政府全体としてという意味で、そのような大きな潮流を捉えた議論の場が必要だと思います。

先ほど平田委員や石井特別委員も触れていましたが、現実にはどのようなやり方をとって負担が増える人、一方で負担が減る人など様々な影響が出てきますが、今回、一番気にしなければいけないことは、やむを得ず介護等の理由によってパートでの働き方になっているパート世帯に対し、いわゆる経過的な措置ということを丁寧にとっていかなければいけないと思います。

○中里会長

田近委員、お願いします。

○田近委員

私も基礎小委に参加しておりますので、そこでの議論を踏まえてこのレポートが何を言おうとしているか、この制度のこの案がどうかということは省いて私なりの解釈を話させていただきます。

全体的にこのように考えています。配偶者控除の議論を入り口にしました。これを議論していくと、結果的には水掛け論のようになるということをまず言いたいと思います。配偶者控除は片稼ぎ世帯や、配偶者の一方が主婦といいますか、低所得の場合に与えられるため、そのような家族に対する優遇税制だと。しかも、片稼ぎ世帯ということは夫の方の所得が高いため、その意味でも不平等だと。それが第一の議論です。

いくらその議論をしても、片稼ぎ世帯の税負担は大変だから軽くしようという議論も出てきます。片稼ぎと簡単に言いますが、石井特別委員がおっしゃったように、働きたくても働けない人がいるではないか。そのようなことも考えると配偶者控除も必要だということです。そして、家庭内労働をどのように考えるかという議論もあり、慶應義塾大学の佐藤英明教授をお招きして議論もしました。

議論になったのは、片稼ぎあるいはパートの世帯の主婦の家庭内労働が、共稼ぎの夫婦の主婦の家庭内労働よりも大きいのかということだったわけです。それを議論したらきりがありません。専業主婦の方は9時から5時も家庭内で働けますが、パートの方々は、家事については、いわば時間外労働をしているわけです。配偶者控除をどのように扱うかということは、それぞれの方がそれぞれの考えがあるので、この制度をしっかりと議論し直すということは非常に難しいです。

今回のレポートのメッセージは、ここだけ御覧いただきたいのですが、3ページ目

の「(3) 構造変化を踏まえた税制上の配慮の見直し」ということで考えると、我々が踏み込んで議論すべきことは、この(3)の三番目のパラグラフですが、『人口減少という大きな構造変化を踏まえれば、今後の社会においては、「結婚し夫婦共に働きつつ子どもを産み育てるといった世帯』に着目すべきだということです。そのような意味では、頭を少し柔軟にし、今までの迷路のように入ったところから視点を変えて今後何を議論するのか。助けるべきといたしますか、我々が声をかけるべき世帯はここではないかと思えます。

林特別委員のおっしゃっていた、配偶者控除の問題というのは、あくまで、生産性の低い労働者の働き方の問題だというのが、そのとおりかは、分かりません。

ただし、一つのあるべき形の考え方として、低所得者に対して税額控除をする、それは正しいと思います。ただ、それをするには課税ベースをもう少し広げていかないことにはできません。それは無理だということであれば、それを具体的に実現していくにはどうすればよいかということです。配偶者の一方が働いていようがいまいが、低所得者だろうがなかろうが、イメージしているのはこれから結婚して子供をつくる世帯ですが、そのような人々は共稼ぎだろうと片稼ぎだろうと、追加的な結婚に伴う控除を与えようではないかと。ただ、与えるのはよいですが、多く所得を稼いでいる方に対しては、やり過ぎだということになります。したがって、そちらは消失控除にしていこうという形であり、この案で言うとC案になるわけです。

したがって、C案というのは他に比べると考え方が少し違うということで、C案に近い形で配偶者控除の中の堂々巡りの議論から少し出て、今申し上げたような世帯に対して税が何をできるか。税額控除も一案です。私は、それを最初から提案してきた人間の一人ですが、現実的にはそれをするには課税ベースを急速に広げないと、ということで、家族控除そして消失的な家族控除で対応するということが考えられるのではないかと。高田委員がおっしゃったように、いつまでこの議論をしているのだということで申し上げれば、私はC案に近い形で、そのようなファミリーに対して政府税調として声かけをしたいという形で主張させていただきます。

○中里会長

大田委員、お願いします。

○大田委員

私も基礎小委のメンバーであり、簡単に二点だけ申し上げます。

世帯単位課税を検討すべきという意見が出ていますが、私は個人単位課税でいくべきだと思います。フランスのみならずアメリカやドイツも過去からの経緯があって世帯単位課税にしていますが、複数の税率表を用意するといった形で複雑になっています。OECDの諸国を見ると、女性のライフスタイルが多様化したということで、個人単位課税が潮流であると認識しています。したがって、そのような状況で今、日本が世帯単位課税を採用する積極的な理由はないと思います。

むしろ、個人単位課税のもとで世帯という要素をどのような場合に考慮するかということを確認していく必要があります、それでいうと子供を持つということや老親介護の二つは考慮すべきだと思いますが、後者の老親介護については介護保険があるため、税で見るのか社会保障で見るのか、十分に検討する必要があります。

二点目について、今回の議論のアプローチですが、女性の就労を促進しようということではなく、むしろ働くことの阻害要因を取り除くということだと認識しています。今までは働かないことに対して控除があったことを止めて、働くことに不利にならないようにするという意味での中立だと思います。

一方で、子供を産み育てるということ、こちらに対しては今の出生率の低下の中で政策的要請があると考えています。ただ、その結論として田近委員と違うのは、私はA-1案で、子どもへの支援を税額控除すべきだと考えています。

○中里会長

中立性の意味をはっきりさせていただき、ありがとうございます。

野坂委員、お願いします。

○野坂委員

私も基礎小委のメンバーでしたので、簡単に申し上げたいと思います。

まず第一点は、基礎小委でも話しましたが、これまで配偶者控除の廃止が是か非かというような言わば袋小路的な議論から前進して、五つの選択肢あるいは五つ以外もあるという書きぶりになっていますが、選択肢を明示して議論するという事は大きなステップだと評価しています。

また、加えてこの一次案に出ているように、配偶者控除の見直し問題に留まらず、個人所得課税の体系について、将来的には全体を視野に入れて議論していくというメッセージを出したということも大変重要だと思います。

二点目は、先ほど田近委員もおっしゃったようなことですが、今、日本は人口減社会になっており、1億人の人口を維持しようという大きな目標を掲げていこうという中であって、税制の面でも特に配慮しなければいけないことは、3ページ目に書いてある、結婚し夫婦共に働きつつ子どもを産み育てるといった世帯あるいはこれから家族を形成しようとする若い世代への配慮を税制面で最も重視しなければいけない。これが我々に求められている重要な課題だと思います。今後、税のあり方を議論していく段階において、ここはしっかり頭に置かなければいけないと思います。

三点目は、これも他の委員の方がおっしゃっていますが、やはりそうは言っても税の守備範囲だけではなかなか全て明快な回答が出にくい大きなテーマであるため、当然のことながら社会保障の問題あるいは企業の取り組み、国民それぞれの考え方、意識改革などそのようなものを含めてもろもろの政策のパッケージといたしますか、様々なものを改革していくことによって女性が働きやすいあるいは働き方の中立や少子高齢化対策など様々な政策効果が出てくると思います。この点についても、今回の一次

レポートではメッセージとして12ページ目の（４）のところに社会保険制度などについて十分検討するよう強く求めたいという大変強い表現になっています。

これは国民へのメッセージとして重要だと思しますので、これから政府税調として議論はしますが、幅広く制度全体への検討を呼びかけていく必要があると思います。

○中里会長

梅澤特別委員、お願いします。

○梅澤特別委員

一番重要なことは、今回の改正を通じて社会にどのようなメッセージをどの程度明確に訴えかけることができるかという観点だと考えています。

1 ページ目に書いてありますが、働き方の選択に対して中立的な税制であるというメッセージを中心に置くのか、さらに踏み込んで労働力人口の維持増加をしなければいけないこの国において女性の就業を奨励するというメッセージにするのか。本質的には後者のことを言っているため、はっきりそのように言ってしまっただろうかと私は考えています。その観点からすると、私にとっての選択肢はA－1あるいはCになります。

もう一つ、皆様に議論した上でどのように織り込むかの議論の余地があると考えていることは、まさに出産と子育ての奨励あるいは促進という観点です。全ての選択肢において子育ての支援をすると書かれていますが、Cを除くAとBの全ての選択肢、仮に同じ手当を打つということだとすると、これは比較衡量という意味においては意味をなさないといえますか、メリット・デメリットは特になんかということになります。

ただ、本質的な議論として、出産や子育てを促進する上で婚姻形態に中立な税制に近づける必要はないのか。要は、法律婚と事実婚の問題です。あるいは現在の婚外子に対しての社会的な差別が残っている日本において見られる現象である晩婚化、非婚化が少子化の最大の要因であるということ論拠として、なるべく早期に多くの人に結婚に誘導するということが重要だと考えるのか。前者の婚外子を社会的にもう少し認めていこうという視点に立つのであれば、選択肢Cは落ちて、私の結論は選択肢A－1になります。仮に非婚化、晩婚化が最大の問題であるという前提に立つのであれば、逆に結婚に誘導をする選択肢Cというものが最もメッセージ性も強く効果も期待できると考えます。

この二つ、どちらが正しいのか私自身もまだ結論が出ていませんが、この先の議論の中で皆様にも是非、御議論いただければと考えています。

○中里会長

中静委員、お願いします。

○中静委員

私も基礎小委のメンバーであるため、同じことの繰り返しになりますが、今までの議論を踏まえると、6 ページ目の選択肢A－1の中に、論点の一番目と二番目に税制

上の配慮を残すべきではないかという慎重論が出ています。その慎重論はある意味で配偶者控除の廃止ではなく存続ということを行っているわけです。このような形で残しても良いと思います。これは議論を最初から戻すような形になりますが、やはり配偶者控除の維持が、自民党が先の選挙での公約に掲げたことを踏まえると、これはかなり国民の中で支持が広がっていることだと思っています。このことも問題提起した方が良いと思います。

全体的に様々な意味で見直す形で選択肢のC、夫婦世帯が良いと思いますが、先ほど大田委員から世帯単位課税と個人単位課税、これは夫婦控除のあり方をどのように組み合わせるかはこれから考えていくべきことなのでしょうが、それは世帯と個人をもう少し上手く組み合わせて、何か新しいやり方ができれば良いと思います。

やはり一番の政策目標は皆様おっしゃるように、結婚し子供を産み育てようとする世帯をいかにサポートするかということです。これは税制面も含めて様々な形でサポートをすることが、恐らく国民のコンセンサスを非常に取りやすい部分だと思っていますので、様々な知恵を出していければ良いと思います。

○中里会長

吉川特別委員、お願いします。

○吉川（萬）特別委員

以前も申し上げたと思いますが、女性委員の皆様方は恐らく共働きをしてこられた方々だと思いますが、私は女性委員の中で一番パート世帯というような働き方をしてきたため、周りでもパート世帯の悩みを見てきました。そのような立場から配偶者控除制度は、できた経緯から含めても廃止すべきということは、以前から個人的には思っていました。働くことの意義を皆個人として認めるべきだと思っています。今回の議論の結果を読ませていただいて非常に興味深く思いました。しかし、自分でもなかなか結論が出ないと思います。私とすれば、A-1案かC案とは思いますが、それがどちらかは決めかねています。

ただし、女性の活動の更なる促進に向けた検討といっても、先ほど林特別委員が言われたように、配偶者控除が、活躍している方のさらなる促進を阻害しているということはないのではないかと思います。もう活躍されている方はそのようなことはあまり気にもせず活躍されているということが恐らく現状だと思います。今、安倍内閣では女性の活躍と言われます。配偶者控除に関しては、林特別委員のおっしゃっていたような時給1,000円で働いている方がもっと働けるようになるという文脈であったり、今日の議論も子育て支援が議論の中心にあるということで、それも活躍ではありますが、少し女性の活躍の意味が違うと思います。人として働くという意味で男女同じように捉えていただきたいと思います。

ただし、これから女性といいますか、子どもを育てていかなければ、あるいは子どもを増やしていかなければ、日本の社会は成り立たないということからすれば、やはり

子育てに手当が厚く子育てがしやすい社会環境をつくるということでは、しっかりと厚い手当をしていただきたいと感じています。

○中里会長

田近委員、お願いします。

○田近委員

大田委員から、私の意見と違うと言われたことについて。

AやBと書いてあるため、それぞれがインディペンデントで書く以上は違いを書かなければいけません。大田委員の言われたA-2は配偶者控除の適用に所得制限を設け消失控除化し、同時に、子育て支援の拡充を行おうとするものですよ。

○大田委員

私が申し上げたのは、A-1です。

○田近委員

A-2ではなかったですか。いずれにせよ、では、配偶者控除を廃止にして子育て支援の拡充に専念するということですね。

一方で私の申し上げた、Cの方は、家族控除を設けて子育て支援以外にも、働くことや、子どもがいなくてもあるいは子どもがいない若者にも控除が適用できるようにしようという選択肢です。思い切って配偶者控除を廃止すれば多くの税源は出てきます。税源次第で両方やってもよいし、そうした支援の必要性という点で、大田委員との間に実態的には意見の違いはなかったと思っています。

しかし、検討にあたり非常に重要なことは、働き方に関して税が何か悪さをしているわけではなく、社会保険料の負担が働き方に大きく影響しているのです。それをどのようにするか、そして民間企業などの配偶者手当などをどのようにするか、これは見直しを強く求めたいということで、基礎小委でも声を大きくして一致しているところです。案としていろいろありますが、今まで配偶者控除で大量に減税していた財源を活用して、子育てあるいは働いている低所得者に対して支援の拡充を図るものです。

○中里会長

議論は尽きないと思いますが、本当にありがとうございました。

今日お配りした論点整理について、様々な御意見をいただきましたが、大筋同意いただけたと感じています。もちろん、何点か表現等について修正すべき点もあるように感じましたが、その具体的な中身については私に御一任いただくということによろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○中里会長

ありがとうございます。

ここでは皆様の意見をいただきまして、今後さらに議論していくということが重要であり、そのために複数の選択肢を示すという方式を選びました。このレポートは働

き方の選択に対して中立的な税制のあり方について、今この段階で決めようというものではなく、あくまでも複数の方向性があり、しかもそれに限らず、さらに他の案もあるかもしれないというものです。それを提示した第一段階のものという位置付けです。本日、皆様からいただいた御意見はその都度議事録にしっかり残りますので、自分の言ったことが修正されていないではないかということもあるかもしれませんが、それは御容赦いただきたいと思えます。

それでは、多少の修正を加えるという一任をいただきましたので、その上で税制調査会の第一次レポートにするということで御了承いただけますか。

(「異議なし」と声あり)

○中里会長

ありがとうございます。

実は一番心配していたことは、理論倒れになることでした。今日は経済界の方々あるいは吉川（萬）特別委員のように生活の実態の御経験のある方からも御意見をいただき、そこまで大きな間違いを犯していないということが確認でき、大変ありがたいと思っています。

先ほど申し上げたとおり、これはあくまでも今後いろいろ考える際の問題提起であり、さらにこれを広げて所得課税制度全体を見直す際の一步にするものですので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、次の議題に移ります。国際課税の関係です。先ほども御説明したとおり、租税条約の濫用防止に関連して最近話題になっている出国時における未実現のキャピタルゲインに対する譲渡所得課税の特例について御説明いただきます。

住澤主税局税制一課長、お願いします。

○住澤主税局税制第一課長

総12-4「説明資料 BEPS行動計画に関連する検討課題（所得税関連）」に基づいて簡潔に御説明申し上げます。

1 ページ目を御覧下さい。9月の総会で、浅川OECD租税委員会議長から、BEPS行動計画について取りまとめられた第一弾の報告書について御説明申し上げました。その中で、当面の課題にいくつか触れられていましたが、まず電子経済の課税上の課題への対処ということで、海外から日本向けに配信されてくるような電子書籍あるいは音楽等の課税の問題についての問題提起があります。これについては、消費税について消費者向けの取引、いわゆるB to Cの取引に関しては役務の提供を受ける者の所在地、つまり日本に配信されてくる場合には日本において課税するという考え方で国外事業者から消費税を徴収するというようなオプションが示されていました。

これに関しては政府税調においても御議論いただいているように、平成27年度の税制改正プロセスにおいて、このような形での課税ができるように制度の詳細等について検討を進めているところです。

また、ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化についてです。片仮名で書いてありますが、要は二重の非課税を解消しようということです。具体的には、外国に存在する子会社から受ける配当について益金不算入とする制度を採っている、つまり非課税としている国において、配当が支払われる側の国で、この配当が損金算入され、課税されていない場合には、益金不算入制度の対象外にすべきという提言があります。これについても、現在検討を進めている法人税改革の中で、支払側で損金算入された配当を外国子会社配当益金不算入制度の対象外とする方向で検討していきたいということです。

今回御説明するテーマですが、租税条約の濫用防止ということで、条約の特典等を利用した租税回避を防止するために様々な国内法の整備をしていこうということが提言されています。

その一環として、赤の囲みの中にあるとおり、各先進国で採用されている出国時における未実現のキャピタルゲイン、言わば含み益に対する譲渡所得課税の特例の問題について、この第一弾の報告書においては、条約の穴を利用した租税回避を防止するための措置として位置付けられており、検討が求められているということです。我が国においても、諸外国の例を参考に検討していきたいと考えています。

2 ページ目を御覧いただくと、現在の租税条約の上で株式等のキャピタルゲイン、売却益については、その売却をした者が居住している国において課税権を行使するという仕組みになっています。このような仕組みを利用して巨額の含み益を有している株式を保有されている方が、キャピタルゲインが非課税のシンガポールや、香港といった国がありますが、このような国に出国されて、その後その株式を売却することで、譲渡益課税を回避することが可能な仕組みになっています。

このような税負担の回避に対応するために、日本以外の具体的には注のところに掲げているような先進国諸国ですが、このような国々では出国の際に、未実現のキャピタルゲインに対して特例的に課税するという措置を所得税の中で講じているわけです。特例的と申すのは、キャピタルゲイン課税の場合、原則としては実際に売却をして、売却益が実現したときに課税するということが基本的な考え方であり、その特例になっているということです。

注を御覧いただくと分かるように、G7の中で見ても、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、イギリス、米国と、日本以外の国々では基本的にこのような仕組みを導入しています。

ただ、未実現のキャピタルゲインに課税するわけであり、実際にキャッシュが入ってくるわけではないということで、納税資金が十分ではない可能性があるということに鑑み、各国の制度を見ると、延納や納税猶予といった制度が設けられている例が多々あります。

また、一部の国においては、出国した後一定期間内に、例えば数年間のうちに株式等

を売却せずに帰国された場合には、このような特例に関する課税を免除するというような例もあり、この辺りも参考にしながら具体的な制度について考えていきたいと思えます。

3 ページ目を御覧下さい。具体的に主要国の制度の例を簡単に整理しています。

左側のアメリカですが、アメリカの所得税は居住者に対する課税と申すよりも市民権を有する方に課税をするということになっているため、このような出国時に課税をする仕組みは基本的に国籍を離脱する際に行われるということになっています。

課税対象は資産一般ということで、株式等の有価証券のほかに土地等の資産も含めて純資産が200万ドル以上の場合に適用になるというような仕組みと承知しています。

ドイツ、フランス、カナダにおいては、国外に移住して非居住者となる者が納税義務者になるということで、出国時に課税をする仕組みになっています。ドイツの場合は対象資産は株式、フランスの場合は株式を含む金融資産一般。カナダの場合はアメリカと同様の資産一般になっており、ドイツは1社について1%を超える株式を保有している方が対象になっています。フランスの場合は80万ユーロ超の金融資産を持っている方が対象というような目安になっていると承知しています。

また、イギリスについては若干毛色の違った仕組みになっており、一時的に非居住者になって出国から5年以内、短期間のうちに帰国をされた方に対して、出国時に有していた資産一般について出国期間中に実現をしたキャピタルゲインについて帰国時に課税をするということで、他の国々とは若干違う裏側の方の仕組みを採っています。

我が国の場合、比較的参考になる仕組みとしては、ドイツ、フランス、カナダのような仕組みが参考になるかと思っていますが、制度の詳細についてはさらに検討していきたいと考えています。成案が得られれば平成27年度、来年度の税制改正で手当てをする方向で検討したいと存じます。

4 ページ目には、御参考までにキャピタルゲインが非課税になっている国に永住をされている日本人の方々の数がこの十数年でどの程度増えているかという数字を載せています。

○中里会長

この点について、御質問等がありましたらお願いします。

増井委員、お願いします。

○増井委員

二つあります。

2 ページ目のところで株式の例が出ていますが、株のキャピタルゲインに限ってお考えかということ。もう一つは、日本の所得税の制度では非永住者というカテゴリーがありますが、それに関するルールとの関係はお考えかということです。

○中里会長

住澤課長、お願いします。

○住澤主税局税制第一課長

まず対象資産の範囲ですが、これからの検討であり、まだ固まっているわけではないですが、株式だけということになるとまた歪みが出てくることも想定されるため、株式を含む有価証券あるいは有価証券に類似するものについても対象とするということを考えています。

また、非永住者との関係ですが、対象とする居住者の範囲をどのようにするかということが論点になっています。各国の例を見ると、過去一定の期間のうち一定期間以上居住者であった期間がある方というのを対象にするという例があるため、その辺りを参考に制度設計をしていきたいと考えています。

○中里会長

上西特別委員、お願いします。

○上西特別委員

対象となる資産について。ボリューム感としてその中心となるのは上場株式だと思います。しかし、やはり現場を考えると債券も含むべきでしょうし、未上場や非上場の株式も対象としておこななければ、様々なスキームが可能になってくると思います。対象となる資産は幅広にお考えいただいた方が良いでしょう。

そして仕組みについてです。延納制度となると非常にややこしい制度になります。納税猶予した上で売らずにそのまま帰国してきた場合については、他の猶予制度が最後に免除制度を設けているように、同じような仕組みを採った方が良いでしょう。ただ、その場合においても担保措置は必要です。そして、非上場株式等の相続税や贈与税の納税猶予かつ免除制度の場合については一定の報告義務を課しているため、納税者本人でいくのか納税管理人でいくのか、技術的なことを考えるべきだと思いますが、一定の報告制度も必要だと思います。

そして、3 ページ目の5カ国との比較がありますが、先ほど御説明があったように、ドイツやフランスあるいはカナダ型が良いと思います。イギリスのように5年以内に帰国した者に限定すると、また実務の面では6年だったらよいのかという話も出てきます。イギリスのような仕組みではなく、また、居住や非居住等の概念についても現行の制度そのままを用いる方が良いでしょう。

もう一点ですが、新聞等で出国税というような言い方をされるときがあり、新たな税金が生まれるかのような誤解が一部あります。今後は、あくまでも譲渡所得課税の出国特例であるところを強調された方が良いでしょう。

○中里会長

細やかな配慮、ありがとうございます。

土居委員、お願いします。

○土居委員

この制度自体については御報告があったとおり非常に重要なものであり、我が国で

も導入すべきだと思います。それに対する国民の理解、お金持ちに税金を取れというだけの話を言っているわけではないということだと思います。つまり、我が国の社会保障制度を考えると、社会保障に要する全ての税財源を消費税では全く賄えていないような状態の中で当然様々な税を集めながら、もちろん赤字国債もありますが、投入しています。特に医療や介護の社会保険制度は積立方式ではないのですが、医療はずっと働き始めてから、介護は40歳から保険料を払い、さらに今の高齢者の方々を支え、自分が高齢者になったときには、そのときの税金と保険料でもって支えられるということになります。高齢になって日本の社会保障制度がそれなりに整っているため日本にお戻りになるということもあり得るわけで、さすがに、お戻りになる前までの間に何も税金を払っていないということではいけない。そういう意味もここには込められていると理解しても良いと思います。

○中里会長

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

この出国に係る特例ですが、理念としては非常に妥当であり課税の公平にも則するものだと思いますが、執行上どこまで公正な執行が担保できるかというところが課題だと思います。

これは今回の議論ではないと思いますが、特例としてやるから恐らくできるということだと思いますが、問題の本質は未実現のキャピタルゲインに対して税金を課せないところにそもそもの問題があるわけで、持っている根は深い。つまり、所得税の根幹に関わる議論だと思いました。

○中里会長

ありがとうございました。

9月29日に議論を始めて以来、働き方の選択に対して中立的な税制の検討を進め、今日はまだ多少の修文が残っていますが、第一次レポートという形で一応のたたき台のようなものといいますか、取りまとめのようなものができました。皆様の御協力に深く感謝いたします。

今後については、このレポートの末尾にも記載されているように、社会・経済の構造変化等を踏まえ、このレポートの検討課題のみならず、さらに広げて所得税や個人住民税をはじめ、税制全体のあり方について幅広い観点から検討を進める必要があるという御指摘もいただきましたが、私もそのように考えています。

今後の具体的な進め方につきましては、事務局とも相談の後、改めて御連絡いたします。

本日はこれで終了とさせていただきます。お忙しい中お集まりいただき、本当にありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。